

レジャーホテル経営者が知っておくべき「5つの落とし穴」と対策

ささき税務会計事務所 所長 佐々木康貴氏

「税務・労務・経理」の落とし穴に経営者は留意すべき

レジャーホテルの経営は、施設の維持管理やスタッフの確保など、日々現場での対応に追われるビジネスです。

同時に、経営・運営を支える裏側にある「税務・労務・経理」の落とし穴を放置すると、せっかくの利益が思わぬ形で吹き飛んでしまう危険性があります。

今回は、オーナーが直面しやすい5つの重要トピックを解説します。

トピック①

【税務調査リスク】

ホテルの交際費が「役員賞与」に変貌？否認されたときに押し寄せる「税金のトリプルパンチ」

ホテル経営者のなかには、同業者との会食や視察を兼ねた旅行、ゴルフなどを「会社の交際費」として計上している方も少なくないかもしれません。しかし、税務調査において「これは事業に

関係のない、社長個人のプライベートな支出だ」と否認されてしまうと、非常に恐ろしい事態になります。

個人的な支出とみなされた場合、その経費は「会社から社長へのボーナス（役員賞与）」という扱いになります。

そうなった場合、**「税金のトリプルパンチ」**が押し寄せます。

1 法人税の増加：

経費として認められず、会社の利益が増えるため法人税が追徴されます。

2 所得税・住民税の増加：

社長個人の給与（ボーナス）が増えたとみなされるため、個人の税金が跳ね上がります。

3 消費税の増加：

経費の支払いに含まれていた消費税の控除（仕入税額控除）も認められなくなり、消費税まで追徴されます。交際費の公私混同は、会社と個人の両方から税金をむしり取られる「最もダメージの大きい否認事項」であることを肝に銘じておきましょう。

トピック②

【税務調査・キャッシュフロー】

デジタル化で税務署の「足」は「回線」へ！不動産高騰時代、ホテルの売却（出口）を狙う調査官の裏側

一昔前、税務署の調査官は法務局（登記所）に直接足を運び、不動産の売買情報を紙の台帳でチェックしていました。しかし現在は完全にデジタル化され、登記情報はデータ連携によって自動的に税務署へ送られるようになっています。

現在、不動産価格の高騰を背景に、ホテルの売却（ビジネスの出口）による多額の利益を税務署は鋭くマークしています。税務署は「いつ、誰が、どの不動産を売ったか」をデータで瞬時に把握し、確定申告のリストと照らし合わせています。売却益の申告漏れや、意図的な税逃れは、かつてないほどの精度とスピードで発見される時代です。「少しぐらいごまかしてもバレないだろう」という考えは通用しないと認識し、売却時は専門家と適正な申告を行なうことが必須です。

トピック③

【労務・人材・経営リスク】

肩書だけで残業代をカットしていませんか？「名ばかり管理職」に潜む数千万円単位の未払い＆社会保険料一括徴収リスク

ホテルの支配人やマネージャーに対し、「管理職だから」という理由で残業



PROFILE

ささき税務会計事務所 所長 佐々木康貴氏

税理士／ファイナンシャルプランナー

日本レジャーホテル協会 賛助会員

1971年生まれ。24歳で会計事務所に入所し、13年勤務した後に東京・青山に開業。20年以上にわたり数多くのレジャーホテルの経営・経理をサポートしてきた経験、実績から、業界独自の事業構造を熟知しており、包括的な経営アドバイスを展開。主な著書（共著）として、「社長の節税と資産づくりがまるごと分かる本」（あさ出版）。

<http://sasaki-taxoffice.com/>

代を支払っていないケースはないでしょうか？

その場合、経営に関する決定権がなかったり、出退勤の時間が厳格に決められていたりすると、法的には管理職と認められない**「名ばかり管理職」**と判定されるリスクがあります。

もし労働基準監督署の調査や従業員からの訴えでこれが発覚すると、過去3年分に遡って未払い残業代の支払いを命じられます。これが複数の社員に及べば、数千万円単位の莫大なキャッシュが流出します。

さらに恐ろしいのは税務面です。未払い残業代を一括で支払うと、それに対する「源泉所得税」や「社会保険料」も会社に一括で納付義務が生じます。キャッシュフローが一気に悪化し、経営の屋台骨を揺るがす事態になりかねません。



トピック④

【キャッシュフロー・銀行融資】

決算書の隅で雪だるま式に増えていませんか？銀行の評価を最悪にし、税務署にも狙われる「社長貸付金」の正しい出口とは

レジャーホテルでは社長が会社に資金を入れる（社長借入金）ケースが多いですが、逆に決算書の資産の部に、**「社長貸付金（役員貸付金）」**が計上されている場合は要注意です。これは「会社のお金を社長が個人的に借りている」状態を指します。

銀行はこれを「社長の私生活への流用（公私混同）」とみなし、会社の管理体制に不信感を抱きます。結果として、リニューアル資金などの重要な融資がストップする致命的な原因になります。

また、税務署からは「利息を取っていないなら、その利息分は社長へのボーナスになる」と認定され、無駄な税金が発生してしまいます。もし決算書に社長貸付金があるなら、社長の役員報酬から天引きしてコツコツ返すか、過去に社長が会社に貸したお金（役員借入金）と相殺するなどして、一刻も早く帳簿から消し去ることが事業承継や融資を円滑にするカギとなります。

トピック⑤

【業務効率・キャッシュフロー】

現場の苦労は1%では済まない！噂される「食料品消費税1%案」の現場大混乱とインボイス実務の裏側

現在、物価高対策として食料品の消費税を「1%」や「ゼロ」に引き下げられる案が政治の場で議論されています。一見すると消費者にもホテル（飲食提供）にもうれしいニュースに聞こえますが、現場にとっては大迷惑な話です。



もし新たな税率が導入されると、ホテルのレジやシステムを「1%」や「ゼロ」に対応させるための大規模な改修が必要になり、多額のコストと数か月の期間がかかります。さらに、現在はインボイス制度が始まり、ただでさえ経理担当者は「10%」「8%」などの税率ごとの記載や確認作業に追われています。ここに「1%」という新たな税率が加われば、現場の事務負担は爆発的に増加し、ミスの連発や経理のパンクを招きかねません。

政治のパフォーマンスの裏で、事業者側には「システム改修費」と「膨大な事務コスト」というツケが回ってくる点に、強く警戒しておく必要があります。

【おわりに】

ホテルの売上げを上げることはもちろん重要ですが、今回挙げたような税務や労務のリスクは、たった一度のミスで数年分の利益を吹き飛ばす破壊力をもっています。気になるトピックがあれば、手遅れになる前にぜひ顧問税理士や社労士にご相談ください。

